



鳥取県公報

令和5年12月26日（火）
号外第98号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 条 例 鳥取県議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
(59) (議会事務局議事・法務政策課) 3

公布された条例のあらまし

◇鳥取県議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

議会議員の議員報酬及び期末手当の支給割合を知事等の給料等の改正に準じて改める。

2 条例の概要

(1) 議員報酬の改正

議員報酬の月額を次のとおり引き上げる。

	改正後	改正前
ア 議長	970,000円	960,000円
イ 副議長	846,000円	838,000円
ウ 議員（ア及びイを除く。）	789,000円	781,000円

(2) 期末手当の改正

議員の期末手当の支給割合を、1.47月分（現行 1.42月分）とする。

(3) 施行期日は、令和6年4月1日とする。

条 例

鳥取県議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第59号

鳥取県議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（平成19年鳥取県条例第47号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(議員報酬の額)</p> <p>第2条 議会の議員の受ける議員報酬の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 議長 月額<u>970,000円</u></p> <p>(2) 副議長 月額<u>846,000円</u></p> <p>(3) 議員（前2号に掲げる者を除く。） 月額<u>789,000円</u></p> <p>2・3 略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の期末手当の額は、議員報酬の月額100分の145に相当する額に<u>100分の147</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間（以下「対象期間」という。）におけるその者の在職期間の区分に応じて、職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）第16条の4第2項の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(議員報酬の額)</p> <p>第2条 議会の議員の受ける議員報酬の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 議長 月額<u>960,000円</u></p> <p>(2) 副議長 月額<u>838,000円</u></p> <p>(3) 議員（前2号に掲げる者を除く。） 月額<u>781,000円</u></p> <p>2・3 略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の期末手当の額は、議員報酬の月額100分の145に相当する額に<u>100分の142</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間（以下「対象期間」という。）におけるその者の在職期間の区分に応じて、職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）第16条の4第2項の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。